

○国民年金基金における財政再計算に伴う掛金の計算に関する取扱いについて（通知）

（平成6年12月22日）

（年発第6383号）

（厚生省年金局長から都道府県知事あて通知）

標記の取扱いに関する基準が別紙のとおり定められたから貴管下国民年金基金に対し周知徹底を図らねたい。

（別紙）

国民年金基金における財政再計算に伴う掛金の計算に関する基準

国民年金基金令（平成2年政令第304号。以下「基金令」という。）第32条に規定する財政再計算は次により行うものであること。

1 財政再計算の定義

この基準における「財政再計算」とは、掛金の額の算定の基礎となる基礎率を過去の実績に基づいて再検討し、その結果により基金令第32条の基準に適合するよう掛金の額を再計算することをいうものであること。

2 財政再計算を行うべき基金

財政再計算を行うべき基金は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。

- (1) 前回の財政再計算基準時点以降、5事業年度を経過した基金
- (2) 基金設立以降、財政再計算を行うことなく3事業年度を経過した基金
- (3) 決算の結果、大幅な繰越不足金が生じた基金
- (4) その他、将来にわたって財政の均衡を保つために財政再計算を行う必要が生じた基金

3 財政再計算の方法

(1) 財政再計算基準時点

財政再計算の基準時点は、2の(1)から(4)までのいずれかに該当した事業年度の末日とすること。

(2) 財政方式

財政方式は、現にその基金で用いられている財政方式によるものであること。

(3) 基礎率の算定基準

財政再計算を行う基礎率の算定は、年金数理人の助言を踏まえ、次のアからウまでに定めるところによること。なお、基本型の基礎率については、国民年金基金連合会の給付確保事業により一つの財政単位として運営されていることを考慮すること。

ア 予定利率は、次の(ア)、(イ)に定めるところにより決定すること。

(ア) 保有資産の長期的期待収益率やリスクとの関係に留意し、既加入者の掛金の状況も考慮に入れて決定すること。なお、平成16年4月1日以降に加入した年金単位及び新規加入の年金単位の予定利率は、年1.75%以下とすること。

(イ) 加算年金が発生する型の年金単位の予定利率は、加算年金が発生しない型の予定利率よりも低いものとする。

イ 予定死亡率は、別表に定める率を基準として合理的に定めること。

ウ 脱退率は、過去の実績を基礎として算定すること。

(4) 資産額の算定方式

資産額は、年金経理について財政再計算基準時点において保有する固定資産、流動資産及び資産評価調整加算額の合計額から、危険準備金、給付改善準備金、支払備金、流動負債、別途積立金の全部又は一部及び資産評価調整控除額を控除して得た額とすること。なお、上記において控除する別途積立金の額は、運用環境の長期的見通しや現在の基金の財政状況を踏まえ、将来にわたる財政の安定に特段の配慮を行ったうえで決定すること。

(5) 掛金

掛金の算定は、次のア、イに定めるところによること。

ア 掛金の額は、前記(2)の財政方式により、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算すること。

イ 年金単位の種類や当該年金単位に加入する時の年齢等の合理的な区分に応じて一定の掛金の額を定めること。

4 財政再計算結果の取扱い

前記3までの定めるところにより計算を終了したときは、次により、処理を行うこと。

- (1) 財政再計算の内容は、国民年金基金規則(平成2年厚生省令第58号。以下「基金規則」という。)第37条第1項の規定による財政再計算報告書として別紙様式第1号から第11号までに定める書類に記入し、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、年金数理人の確認を得、基金規則第37条第2項の規定による年金数理人の所見(様式第12号)を付した上で、代議員会の承認を受けて、当該書類を財政再計算基準時点から11ヶ月以内に厚生大臣に報告すること。

なお、年金数理人が当該財政再計算についての所見を記入する場合には、基金規則第37条第2項の規定による所見と併せて記入することができること。

- (2) 財政再計算の結果、規約に定める掛金を変更する必要があるときは、財政再計算基準時点の翌々日から起算して1ヶ年以内に規約変更を行うこと。

別表

男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
20歳	0.00033	45歳	0.00124	70歳	0.01266	95歳	0.19220
21歳	0.00039	46歳	0.00135	71歳	0.01384	96歳	0.21111
22歳	0.00044	47歳	0.00148	72歳	0.01514	97歳	0.23120
23歳	0.00047	48歳	0.00163	73歳	0.01656	98歳	0.25237
24歳	0.00049	49歳	0.00179	74歳	0.01813	99歳	0.27436
25歳	0.00048	50歳	0.00197	75歳	0.01986	100歳	0.29682
26歳	0.00047	51歳	0.00217	76歳	0.02184	101歳	0.31949
27歳	0.00046	52歳	0.00238	77歳	0.02416	102歳	0.34218
28歳	0.00045	53歳	0.00262	78歳	0.02690	103歳	0.36472
29歳	0.00047	54歳	0.00287	79歳	0.03013	104歳	0.38696
30歳	0.00049	55歳	0.00315	80歳	0.03392	105歳	0.40540
31歳	0.00049	56歳	0.00343	81歳	0.03834	106歳	0.42392
32歳	0.00049	57歳	0.00374	82歳	0.04344	107歳	0.44250
33歳	0.00049	58歳	0.00410	83歳	0.04927	108歳	0.46109
34歳	0.00051	59歳	0.00450	84歳	0.05587	109歳	0.47969
35歳	0.00055	60歳	0.00496	85歳	0.06324	110歳以上	1.00000
36歳	0.00059	61歳	0.00548	86歳	0.07142		
37歳	0.00064	62歳	0.00605	87歳	0.08048		
38歳	0.00068	63歳	0.00668	88歳	0.09056		
39歳	0.00072	64歳	0.00736	89歳	0.10180		
40歳	0.00078	65歳	0.00809	90歳	0.11422		
41歳	0.00085	66歳	0.00888	91歳	0.12775		
42歳	0.00093	67歳	0.00972	92歳	0.14232		
43歳	0.00102	68歳	0.01062	93歳	0.15788		
44歳	0.00113	69歳	0.01160	94歳	0.17448		

女子

年齡	死亡率	年齡	死亡率	年齡	死亡率	年齡	死亡率
20 歲	0.00015	45 歲	0.00071	70 歲	0.00498	95 歲	0.12944
21 歲	0.00017	46 歲	0.00077	71 歲	0.00545	96 歲	0.14635
22 歲	0.00017	47 歲	0.00083	72 歲	0.00598	97 歲	0.16485
23 歲	0.00018	48 歲	0.00091	73 歲	0.00660	98 歲	0.18513
24 歲	0.00018	49 歲	0.00100	74 歲	0.00732	99 歲	0.20714
25 歲	0.00018	50 歲	0.00110	75 歲	0.00814	100 歲	0.23068
26 歲	0.00019	51 歲	0.00119	76 歲	0.00909	101 歲	0.25543
27 歲	0.00020	52 歲	0.00129	77 歲	0.01020	102 歲	0.28110
28 歲	0.00021	53 歲	0.00139	78 歲	0.01152	103 歲	0.30738
29 歲	0.00022	54 歲	0.00150	79 歲	0.01307	104 歲	0.33399
30 歲	0.00023	55 歲	0.00160	80 歲	0.01491	105 歲	0.35391
31 歲	0.00025	56 歲	0.00171	81 歲	0.01708	106 歲	0.37396
32 歲	0.00027	57 歲	0.00182	82 歲	0.01965	107 歲	0.39411
33 歲	0.00028	58 歲	0.00194	83 歲	0.02269	108 歲	0.41431
34 歲	0.00029	59 歲	0.00207	84 歲	0.02624	109 歲	0.43453
35 歲	0.00030	60 歲	0.00221	85 歲	0.03036	110 歲以上	1.00000
36 歲	0.00032	61 歲	0.00238	86 歲	0.03513		
37 歲	0.00036	62 歲	0.00256	87 歲	0.04070		
38 歲	0.00039	63 歲	0.00277	88 歲	0.04727		
39 歲	0.00043	64 歲	0.00299	89 歲	0.05504		
40 歲	0.00047	65 歲	0.00325	90 歲	0.06415		
41 歲	0.00051	66 歲	0.00353	91 歲	0.07463		
42 歲	0.00055	67 歲	0.00384	92 歲	0.08647		
43 歲	0.00060	68 歲	0.00418	93 歲	0.09958		
44 歲	0.00065	69 歲	0.00456	94 歲	0.11389		

(様式第1号)

国 民 年 金 基 金
第 回 財 政 再 計 算 報 告 書

令和 年 月 日 提出

基金番号

基金名

(様式第2号)

年金数理に関する確認

私は、国民年金法第139条の2の規定に基づき、本書類を精査した結果、本書類は、適正な年金数理に基づいて作成されていると認めます。

令和 年 月 日

年金数理人番号 _____

年金数理人氏名 _____ 印

(所属法人名: _____)

(様式第3号)

1 総括表

年金単位の種類 区分	基本型			付加型			
	型	型	型	型	型	型	型
基本年金の支給期間							
遺族一時金の発生の有無							
加算年金の発生の有無							
財政方式							
予定利率							
予定死亡率							
基本年金額の算定公式							
加算年金額の算定公式							
遺族一時金の算定公式							
掛金額の算定公式							

(様式第5号)

3 前回再計算基準時点以降の実績

(1) 加入員数等の推移

区 分	決 算 時 点		年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
			(前回再計算時)					
①加入員	加入員数 (人)							
	男女別割合	男子 (%)						
		女子 (%)						
	平均年齢 (歳)							
	平均脱退率 (%)							
	2口め以降平均加入口数 (口)							
	平均納付月数 (月)							
	平均掛金月額	基本型 (円)						
		付加型 (円)						
②資格喪失者	資格喪失者数 (人)							
	平均年齢 (歳)							
	平均年金額 (円)							
③年金受給者	年金受給者数 (人)							
	平均年齢 (歳)							
	平均年金額 (円)							

(様式第6号)

(2) 資産額の内訳

(単位：千円)

区 分	決 算 時 期	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
		(前回再計算時)					
①給付確保資産							
②共同運用資産							
③信託資産・保険資産・共済資産							
④流動資産							
⑤責任準備金							
⑥支払備金							
⑦流動負債							
⑧給付改善準備金							
⑨危険準備金							
⑩別途積立金							
⑪繰越不足金							
⑫給付確保資産利回り (%)							
⑬共同運用資産利回り (%)							
⑭信託資産・保険資産・共済資産利回り (%)							

(様式第7号)

4 財政再計算基準時点における加入員数の付加型への加入状況

区分 基準時点年齢	口 数			掛 金 月 額			
	型	型	型	型	型	型	型
歳	口	口	口	円		円	円

(様式第8号)

5 脱退率算定表

区分 年齢	年度	年度		年度		年度		粗 製 脱退率	決 定 脱退率
	年度末 加入員数	脱退者数	年度末 加入員数	脱退者数	年度末 加入員数	脱退者数	年度末 加入員数		
歳	人	人	人	人	人	人	人	%	%
合 計									
脱退率の算定方法									

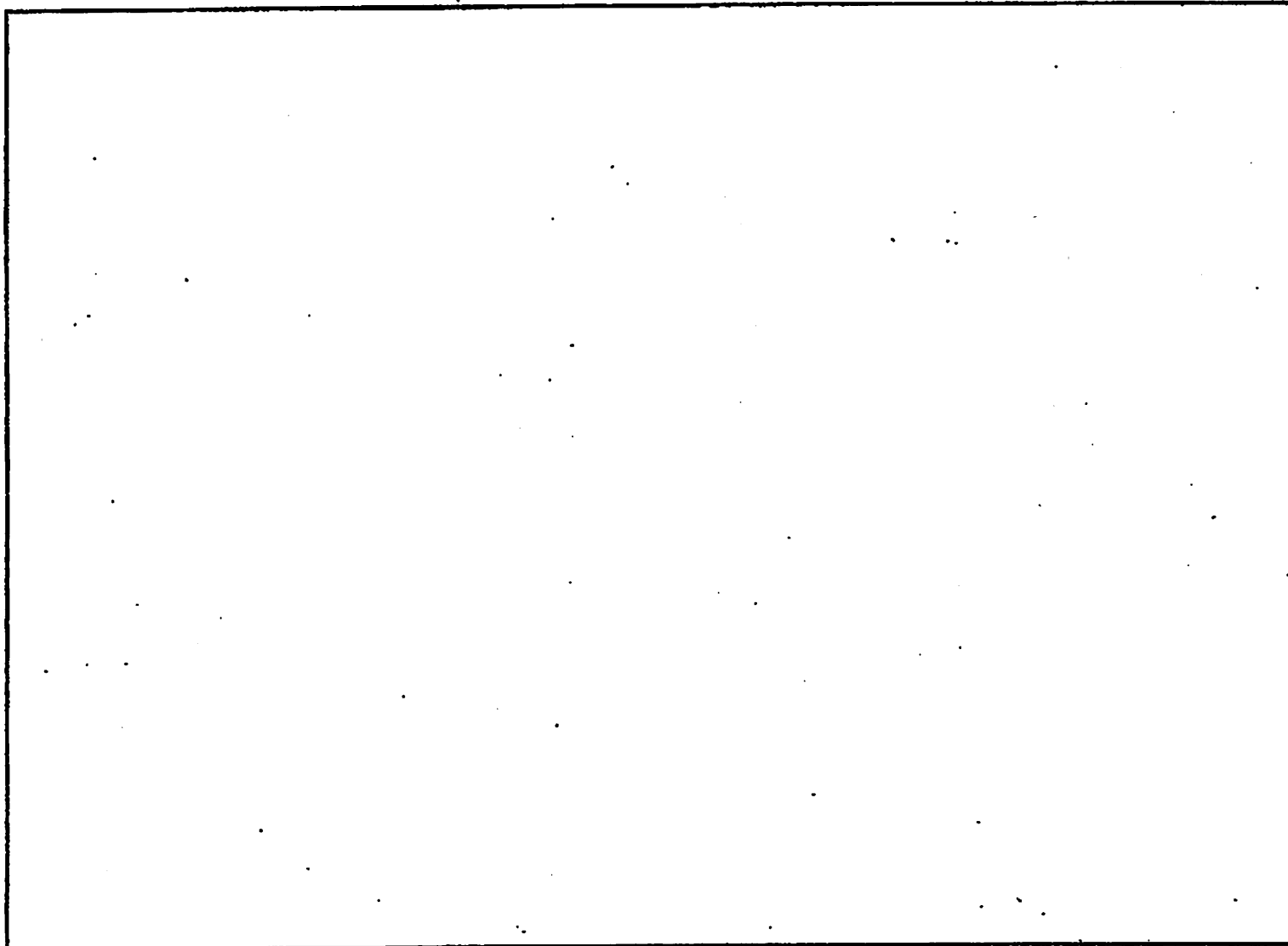
(様式第10号)

7 掛金額の変更の要因分析

要 因	掛金額の変動幅	特 記 事 項

(様式第11号)

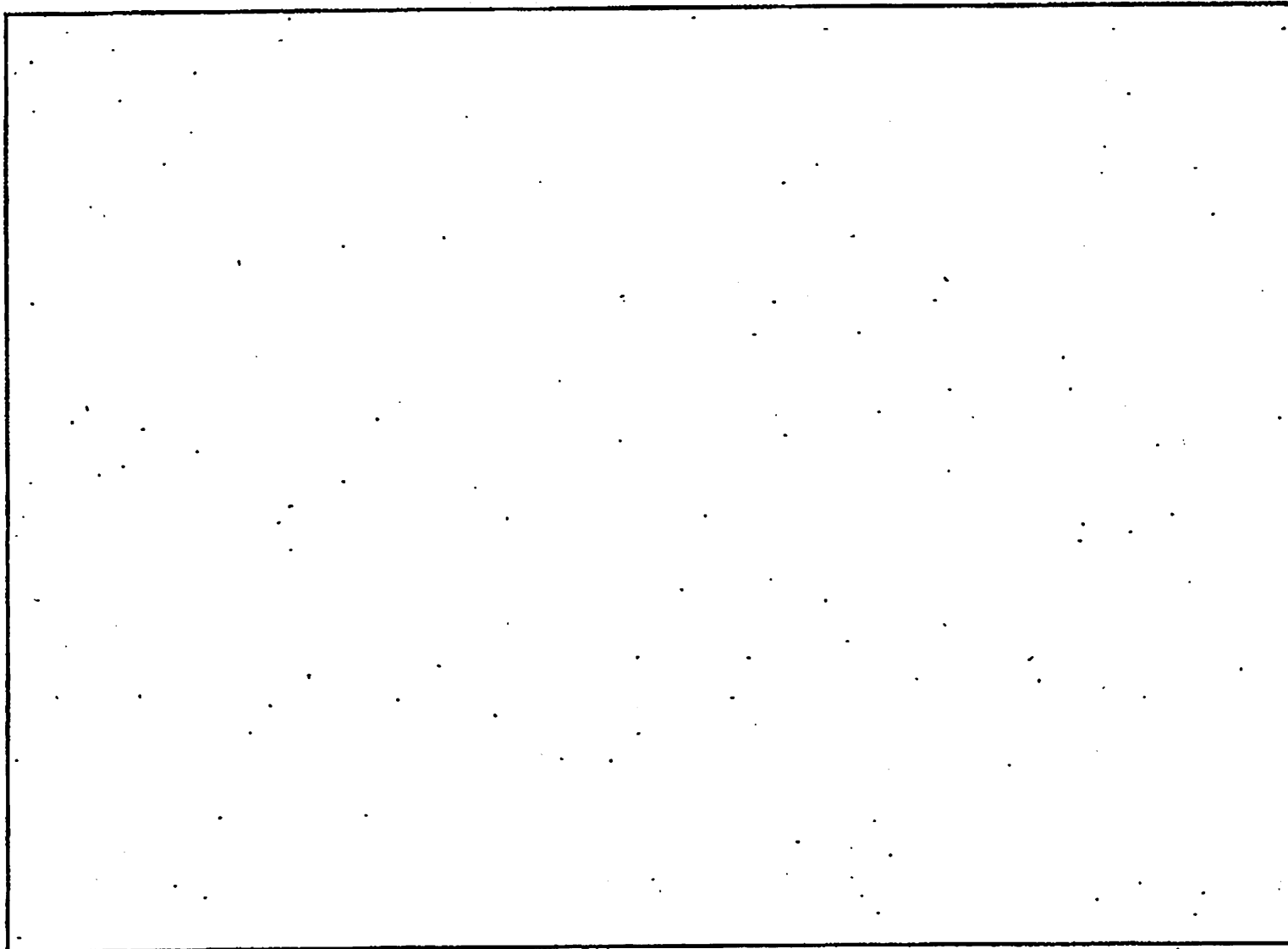
8 財政再計算を行った者の所見



(注) 適宜枚数を追加すること。

(様式第12号)

9 年金数理人の所見



(注) 適宜枚数を追加すること。